平成２７年（フ）第２１５号
金沢市北安江４丁目16番38号　（株）オークラ社員寮107号、従前の住所石川県白山市若宮１丁目１番地
債務者　加志崎桂玄
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１８２号
福井県鯖江市上戸口町第50号16番地２
債務者　田中　敏幸
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
千葉県野田市岩名2006番地の６
債務者　千葉　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４１号
千葉県松戸市六高台６丁目96番地の１　岡田ビル301号
債務者　金子　晃直
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４５号
千葉県松戸市小金原５丁目28番地の８　渡辺ハイツ202
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３５３号
千葉県流山市西初石３丁目14番地　東海林ビル305
債務者　飯田　敏江
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３５４号
千葉県柏市西原６丁目６番34―203号
債務者　廣野千賀子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６０号
千葉県松戸市西馬橋３丁目52番地の９
債務者　関矢　浩介
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６１号
千葉県松戸市西馬橋３丁目52番地の９
債務者　関矢　志織
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６６号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目54番地８棟501号
債務者　赤坂　智子（旧姓大草）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３８７号
千葉県松戸市新松戸南１丁目476番地　ハイム山下Ａ棟201号
債務者　石井けさ子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９１号
千葉県松戸市新松戸６丁目342番地の３　コーポ岡田202号
債務者　瀬川由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９５号
千葉県流山市大字西平井1009番地の５
債務者　門馬　弘樹
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２４号
和歌山市西815番地５
債務者　森　とみ子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０６号
和歌山県伊都郡九度山町九度山113―６　紀の郷病院、住民票上の住所和歌山県伊都郡高野町大字東富貴1156番地
債務者　泉本　栄三
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０９号
和歌山市田中町３丁目49番地
債務者　小林　勇樹
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１５号
和歌山市上野97番地
債務者　池田　順一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係